



COMSYS.HD

コムシスホールディングス株式会社

証券コード：1721

第17回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

東京都品川区東五反田二丁目17番1号

オーバルコート大崎マークウエスト
日本コムシス株式会社 2階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

<株主の皆様へのお願い>

外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは郵送(書面)により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

目次

当社ホームページに掲載する事項



このマークの事項につきまして、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、下記の当社ホームページに掲載の事項となります。

招集ご通知

第17回定時株主総会招集ご通知	1
株主様へのお願い	3
議決権行使のご案内	4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	7
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	13
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件	17

第17回定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告

企業集団の現況に関する事項	22
1) 事業の経過及び成果	22
2) 資金調達の状況	26
3) 設備投資等の状況	26
4) 財産及び損益の状況の推移	26
5) 対処すべき課題	27
6) 主要な拠点等	28
7) 従業員の状況	29
8) 重要な親会社及び子会社の状況	29
9) 主要な事業内容	31
10) 主要な借入先	31
会社の株式に関する事項	32

会社の新株予約権等に関する事項



会社役員に関する事項	33
------------	----

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項



内部統制システムの運用状況の概要

会計監査人に関する事項	37
-------------	----

連結計算書類

連結貸借対照表	38
連結損益計算書	39

連結株主資本等変動計算書



連結注記表

計算書類

貸借対照表	40
損益計算書	41

株主資本等変動計算書



個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	42
会計監査人の監査報告	44
監査等委員会の監査報告	46



当社ホームページ

<https://www.comsys-hd.co.jp/>

証券コード 1721
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号
コムシスホールディングス株式会社
代表取締役社長 加賀谷 卓

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは郵送(書面)により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月25日(木曜日)午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

[郵送(書面)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
オーバルコート大崎マークウエスト
日本コムシス株式会社 2階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 1.第17期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第17期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第4号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (2) インターネットと郵送(書面)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

株主様へのお願い

- ◎議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主様の間隔を確保するため、入場者数を制限して入場をお断りする場合がございます。
 - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
 - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ (<https://www.comsys-hd.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.comsys-hd.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、上記当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会へのご出席をお控えいただける方



インターネットで ご入力

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後5時まで



郵送(書面)による ご提出

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

各議案の賛否を
ご記入ください。



行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後5時到着分まで

株主総会にご出席される方



会場受付に ご提出

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

議決権行使書用紙を
ご持参ください。



株主総会開催日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

■ 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数
年 月 日 〇 〇 〇 〇 〇

議 案 原案に対する賛否

議案	賛	否

お 願 い

1. 〇
2. 〇
3. 〇

ログイン用QRコード
ログインID: XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード: XXXXXX

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

賛成の場合 「賛」の欄に〇印
反対の場合 「否」の欄に〇印

第2号議案

全員賛成の場合 「賛」の欄に〇印
全員否認する場合 「否」の欄に〇印
一部の候補者を否認する場合 「賛」の欄に〇印をし、
否認する候補者番号をご記入ください。

※インターネットによる議決権行使に必要となる、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されております。

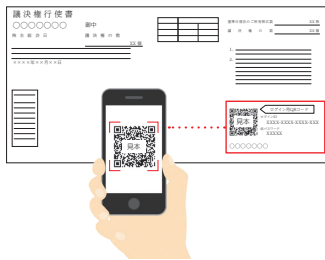
※当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

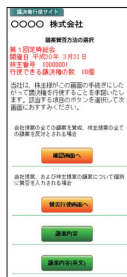
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



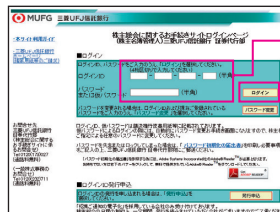
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

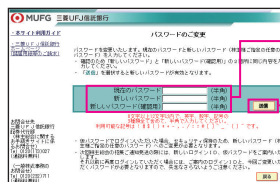
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

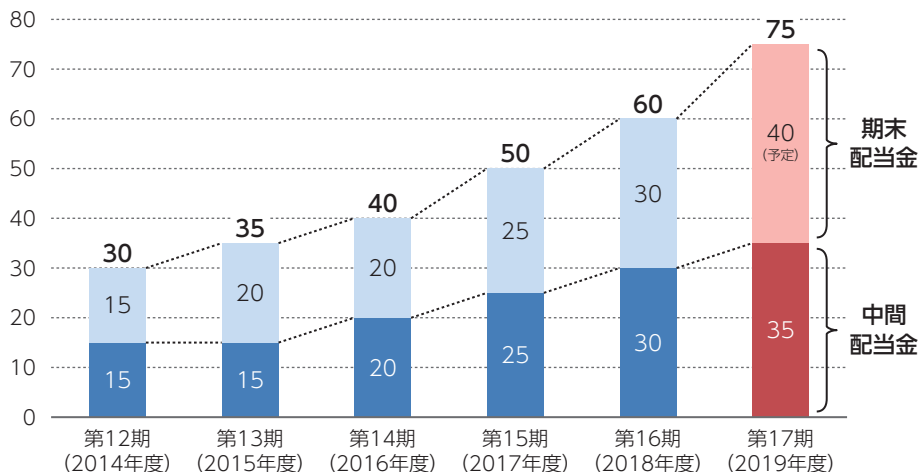
当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、剰余金の配当につきましては、安定的・継続的な配当を中心としつつ、業績連動にも配慮していくことを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、このような基本方針に基づき、業績の状況や配当性向などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は 5,073,402,120円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日といたしたいと存じます。

(ご参考)

1株当たり配当金の推移 (円)



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当 他の会社における重要な兼職の状況	取締役会 出席回数
1	加賀谷 卓 <small>か が や たかし</small>	再任 代表取締役社長 日本コムシス株式会社 代表取締役社長	9回/ 9回 (100%)
2	大村 佳久 <small>おおむら よしひさ</small>	再任 取締役 株式会社つうけん 代表取締役社長	9回/ 9回 (100%)
3	坂本 繁実 <small>さかもと しげみ</small>	再任 取締役 NCC事業推進、民需事業推進担当 サンワコムシスエンジニアリング株式会社 代表取締役社長	9回/ 9回 (100%)
4	たま村 知史 <small>たまむら さとし</small>	再任 取締役 NDS株式会社 代表取締役社長 中京テレビ放送株式会社 社外監査役	6回/ 6回 (100%)
5	熊谷 ひとし <small>くまがい ひとし</small>	再任 取締役 人事部長 コンプライアンス、ITシステム、 コムシスシェアードサービス株式会社担当 日本コムシス株式会社 取締役専務執行役員 人材育成部長	9回/ 9回 (100%)
6	さとう 謙一 <small>さとう けんいち</small>	再任 取締役 NTT事業推進、株式会社TOSYS、 北陸電話工事株式会社担当 日本コムシス株式会社 取締役専務執行役員 NTT事業本部長	9回/ 9回 (100%)
7	お尾 秀彦 <small>おび ひでひこ</small>	再任 取締役 財務部長兼事業拡大推進室長 経営企画、IR、内部統制監査、総務担当 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員	9回/ 9回 (100%)
8	の野 秀幸 <small>のの ひでゆき</small>	新任 経営企画部長 日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 経営企画部長	—
9	うちで 邦彦 <small>うちで くにひこ</small>	新任 日本コムシス株式会社 取締役執行役員 ITビジネス事業本部長	—

候補者番号

1

か が や たかし
加 賀 谷 卓

1957年3月12日生

所有する当社の株式数 25,100株

取締役在任年数 5年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2005年 7月	日本電信電話株式会社第五部門担当部長	2015年 6月	日本コムシス株式会社取締役副社長
2008年 6月	東日本電信電話株式会社取締役千葉支店長	2015年 6月	当社取締役
2012年 6月	同社常務取締役東京支店長	2016年 6月	日本コムシス株式会社代表取締役社長(現任)
2014年 7月	同社常務取締役東京事業部長	2016年 6月	当社代表取締役
		2017年 6月	当社代表取締役社長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

再任

候補者番号

2

おお むら よし ひさ
大 村 佳 久

1956年4月2日生

所有する当社の株式数 5,100株

取締役在任年数 4年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2009年 6月	東日本電信電話株式会社取締役 コンシューマ事業推進本部オフィス 営業推進部長	2014年 6月	日本コムシス株式会社取締役常務 執行役員
2012年 6月	同社常務取締役ビジネス&オフィス 事業推進本部長	2016年 3月	株式会社つうけん取締役
2013年 7月	同社常務取締役ビジネス&オフィス 営業推進本部長	2016年 4月	同社代表取締役副社長
		2016年 6月	同社代表取締役社長(現任)
		2016年 6月	当社取締役(現任)

▶ 重要な兼職の状況

株式会社つうけん 代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

再任

候補者番号

3

さか もと しげ み
坂本 繁実

1956年1月29日生

所有する当社の株式数 8,300株

取締役在任年数 4年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

1978年 3月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社) 入社

2010年 7月 同社執行役員

2012年 5月 コムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長

2014年 6月 日本コムシス株式会社取締役執行役員

2014年 6月 当社取締役人事部長

2015年 6月 当社人事部長

2016年 5月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社代表取締役社長(現任)

2016年 6月 当社取締役 NCC事業推進、民需事業推進担当(現任)

▶ 重要な兼職の状況

サンワコムシスエンジニアリング株式会社 代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また施工部門に加え調達、人事部門における業務経験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

再任

候補者番号

4

たま むら さと し
玉村 知史

1958年4月27日生

所有する当社の株式数 6,700株

取締役在任年数 1年

取締役会出席回数 6回/6回(100%)



▶ 略歴、当社における地位及び担当

2007年 6月 西日本電信電話株式会社静岡支店長

2010年 6月 株式会社NTT西日本-ホームテクノ関西(現 株式会社NTTフィールドテクノ) 代表取締役社長

2012年 6月 西日本電信電話株式会社取締役九州事業本部長兼福岡支店長

2015年 6月 NDS株式会社顧問

2016年 6月 同社専務取締役

2017年 6月 同社代表取締役社長(現任)

2019年 6月 当社取締役(現任)

▶ 重要な兼職の状況

NDS株式会社 代表取締役社長、中京テレビ放送株式会社 社外監査役

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

再任

候補者番号

5

くま がい ひとし
熊谷 仁

1957年2月2日生

所有する当社の株式数 5,600株

取締役在任年数 7年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1979年 3月	日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社) 入社	2013年 6月	当社取締役経営企画部長
2007年 7月	東日本システム建設株式会社(現 株式会社TOSYS) 執行役員	2016年 6月	日本コムシス株式会社取締役常務執行役員
2009年 7月	日本コムシス株式会社NTT事業本部 アクセス事業改革推進プロジェクト室長	2018年 6月	同社取締役専務執行役員
2010年 7月	同社執行役員	2019年 6月	同社取締役専務執行役員人材育成部長(現任)
2013年 6月	同社取締役執行役員経営企画部長	2019年 6月	当社取締役人事部長 コンプライアンス、ITシステム、コムシスシェアードサービス株式会社担当(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役専務執行役員 人材育成部長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また経営企画部門及び人事部門における長年の業務経験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

さ とう けん いち
佐藤 謙 一

1957年7月21日生

所有する当社の株式数 5,400株

取締役在任年数 5年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2007年 6月	東日本電信電話株式会社埼玉支店長	2015年 6月	当社取締役
2010年 6月	同社取締役埼玉支店長	2018年 6月	日本コムシス株式会社取締役専務執行役員NTT事業本部長(現任)
2011年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 代表取締役副社長ネットワークビジネス事業本部長	2019年 6月	当社取締役 NTT事業推進、株式会社TOSYS、北陸電話工事株式会社担当(現任)
2013年 6月	日本コムシス株式会社取締役常務執行役員		

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役専務執行役員 NTT事業本部長

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

お ぎ き ひ で ひ こ
尾 崎 秀 彦

1957年8月20日生

所有する当社の株式数 6,500株

取締役在任年数 5年

取締役会出席回数 9回/9回(100%)



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2007年 4月 東日本電信電話株式会社相互接続推進部長

2011年 6月 株式会社NTTファシリティーズ取締役財務部長

2015年 6月 株式会社つうけん取締役(現任)

2015年 6月 日本コムシス株式会社取締役

2015年 6月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社取締役(現任)

2015年 6月 株式会社TOSYS取締役(現任)

2015年 6月 コムシス情報システム株式会社取締役(現任)

2015年 6月 当社取締役

2018年10月 株式会社SYSKEN監査役(現任)

2018年10月 北陸電話工事株式会社監査役(現任)

2018年10月 NDS株式会社監査役(現任)

2019年 6月 日本コムシス株式会社取締役

常務執行役員(現任)

2019年 6月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室長
経営企画、IR、内部統制監査、総務担当(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員

▶ 取締役候補者とした理由

当社及びコムシスグループ会社の取締役として経営に携わり、また財務部門を中心に経営管理部門における長年の業務経験による深い知識と豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

の い け ひ で ゆ き
野 池 秀 幸

1964年2月26日生

所有する当社の株式数 3,000株

取締役在任年数 —

取締役会出席回数 —



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2014年 7月 東日本電信電話株式会社北海道事業部長兼北海道支店長

2016年 6月 同社取締役北海道事業部長兼北海道支店長

2017年 6月 同社取締役東京事業部長

2019年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員経営企画部長(現任)

2019年 6月 当社経営企画部長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員 経営企画部長

▶ 取締役候補者とした理由

コムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、取締役候補者いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

9

うち で くに ひこ
打出 邦彦

1961年4月7日生

所有する当社の株式数 3,000株

取締役在任年数 —

取締役会出席回数 —



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2009年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社SE部ビジネス推進部門長

2012年10月 同社第三営業本部副本部長

2014年 6月 エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン株式会社代表取締役社長

2017年 7月 日本コムシス株式会社執行役員
ITビジネス事業本部副本部長

2018年 6月 同社取締役執行役員ITビジネス事業本部長（現任）

▶ 重要な兼職の状況

日本コムシス株式会社 取締役執行役員 ITビジネス事業本部長

▶ 取締役候補者とした理由

コムシスグループ会社の取締役として経営の指揮を執り、また通信業界における長年の業務経験による深い知識と企業経営に関する豊富な経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、取締役候補者いたしました。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、譲渡制限付株式を割当てするための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしたいと存じます。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は2017年開催の第14回定時株主総会において、年額400百万円以内とご承認いただいております。また、株式報酬型ストックオプションについても取締役（監査等委員である取締役を除く。）の当該報酬額の範囲内で新株予約権を割当てることについて同株主総会においてご承認いただいております。

本総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を当該報酬額の範囲内で設定することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

これに伴い、本制度の導入に関する議案が本総会で承認可決されることを条件に、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、以後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないこととします。

また、現在の対象取締役は9名であり、第2号議案が原案どおり承認頂いた場合も引き続き9名となります。

記

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の当該報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内、対象取締役が発行または処分を受ける当社の普通株式の総数は年40,000株以内といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から30年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会で承認された場合または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

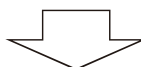
(ご参考)

本総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社完全子会社の取締役に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

<取締役報酬制度の変更イメージ>

現行

報酬等の種別		報酬額等	
		取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員)
固定報酬	基本報酬	年額400百万円以内	年額80百万円以内
長期インセンティブ型報酬	株式報酬型ストックオプション		—
	通常型ストックオプション		—
業績連動報酬	賞与	—	



新制度

報酬等の種別		報酬額等		
		取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員)	
固定報酬	基本報酬	年額400百万円以内	年額80百万円以内	
長期インセンティブ型報酬	譲渡制限付株式		年額100百万円以内 年40,000株以内	—
	通常型ストックオプション		—	
業績連動報酬	賞与	—		

(注) 社外取締役の報酬については、基本報酬のみとなります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に割り当てる新株予約権については、会社法第361条第1項の取締役に対する報酬等に該当するため、同条第1項第2号に規定される報酬等の額の具体的な算定方法及び同条第1項第3号に規定される非金銭報酬の具体的内容についても、あわせてご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役及び執行役員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式600,000株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

6,000個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から3年を経過した日より6年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(10) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法
当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の総数（2,000個以内）を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は9名となります。

以 上

[添付書類]

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向にあるなど、景気は緩やかな回復基調を継続してきたものの、年度終盤には、新型コロナウイルス感染症の拡大が、国内外の経済に甚大な影響を与え始め、極めて厳しい状況が続くと見込まれております。

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、情報通信分野は、コンテンツ等付加価値サービスの拡大及びデジタル技術やビッグデータの活用進展など急増する大容量トラフィックに対応するため、モバイルネットワークの高度化が進められております。また、公共・民間分野は、激甚化する自然災害に備えた防災・減災対策等の国土強靱化及び再生可能エネルギー政策などの社会インフラ投資や、クラウド技術、IoT、AI（人工知能）などを活用したICT関連の投資拡大が期待されております。

コムシスグループといたしましては、太陽光発電設備工事やバイオマス発電設備工事など再生可能エネルギー分野及びスマート社会に向けたICT関連の公共・民間投資への対応など、当グループが成長事業と捉える社会システム・ITソリューション分野へ事業注力してまいりました。また、2018年10月に経営統合した通信建設業界の同業3社による統合シナジーの早期創出を目指すとともに、ICTを活用した働き方改革の推進などによる施工効率の向上及び経費削減等の利益改善にも努めてまいりました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績につきましては、受注高5,907億1千万円（前期比16.8%増）、売上高5,608億8千万円（前期比16.4%増）となりました。

また、損益につきましては、営業利益389億5千万円（前期比10.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益259億9千万円（前期比7.2%減）となりました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益の減少は、前期に特別利益として計上した経営統合に伴う負ののれん発生益の影響などによるものであります。

グループ別の業績については、以下のとおりであります。

【グループ別の受注高・売上高・セグメント利益[営業利益]】

(単位：百万円)

セグメントの名称	受注高		売上高		セグメント利益 [営業利益]	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
■ 日本コムシスグループ	306,317	13.4%	281,132	3.1%	20,549	△3.9%
■ サンワコムシスエンジニアリンググループ	57,604	△0.8%	57,855	4.0%	5,688	15.4%
■ T O S Y Sグループ	29,372	25.6%	28,895	21.2%	1,501	5.3%
■ つうけんグループ	52,072	5.7%	50,799	1.3%	3,548	12.0%
■ N D Sグループ	83,636	42.5%	83,522	91.8%	4,141	104.2%
■ S Y S K E Nグループ	34,334	34.9%	31,832	90.3%	1,283	112.3%
■ 北陸電話工事グループ	14,277	68.1%	13,633	92.7%	349	△17.7%
■ コムシス情報システムグループ	11,438	8.1%	11,545	10.0%	1,338	5.2%

- (注) 1. 「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。
2. 2018年10月1日付で、N D S株式会社、株式会社S Y S K E N、北陸電話工事株式会社の3社を株式交換により当社の完全子会社としております。この結果、セグメント情報において、前第3四半期連結会計期間より同3社及び同3社の子会社を「N D Sグループ」「S Y S K E Nグループ」「北陸電話工事グループ」とし、セグメントに加えております。

■ 日本コムシスグループの業績

日本コムシスグループは、通信事業者の設備投資が減少したものの、サーバ・ストレージ構築などのITソリューション事業や公共事業及び太陽光発電設備工事をはじめとする再生可能エネルギー事業の受注拡大等に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は増加となりましたが、営業利益は、経費削減等に努めるも、キャリア事業の減少などにより減益となりました。

■ サンワコムシスエンジニアリンググループの業績

サンワコムシスエンジニアリンググループは、NCC事業は、グループ内技術者の流動化促進などにより、トップシェアを維持継続、NCC事業以外は、営業本部と連携した施工営業活動による受注拡大及び有資格者の有効活用による生産性向上に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は微減ながらも売上高は増加となり、営業利益は、RPA活用等による間接費削減などもあり増益となりました。

■ TOSYSグループの業績

TOSYSグループは、通信事業者からの減収が見込まれる中、日本コムシスから移管された松本・長岡エリアの業務拡大及びグループ連携による事業拡大に取り組むとともに、RPA活用等による業務改善や働き方改革など生産性向上に努めてまいりました。

この結果、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も、売上高増加及び経費削減により増益となりました。

■ つうけんグループの業績

つうけんグループは、通信事業者からの受注増に加え、大型太陽光発電設備工事及びITソリューション事業の受注拡大やM&A等による業容拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も、「筋肉質な経営基盤の構築」をテーマとした直工費をはじめとする各種費用削減施策の取り組みにより増益となりました。

■ NDSグループの業績

NDSグループは、通信事業者からの設備建設工事等の受注確保・拡大に加え、東海圏をはじめ首都圏・関西圏においても、道路関連通信設備工事、建物内電気・通信設備工事、土木工事及びICT関連事業等の受注拡大に取り組んでまいりました。

■ SYSKENグループの業績

SYSKENグループは、通信事業者からの通信設備工事等の受注確保に加え、九州エリア管内において、大型太陽光発電設備工事を中心とした民需工事の受注拡大及び工事管理の効率化等による生産性向上に取り組んでまいりました。

■ 北陸電話工事グループの業績

北陸電話工事グループは、通信事業者からの設備保全工事、社会システム関連では高速道路付帯設備工事や電線共同溝工事など社会インフラ関連及びITソリューション関連の受注拡大に取り組んでまいりました。

■ コムシス情報システムグループの業績

コムシス情報システムグループは、通信事業者や官公庁発注及び金融系事業分野への受注拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高及び売上高は増加となり、営業利益も、プロジェクトマネジメントの徹底や現場改善活動等により増益となりました。

■ 当社（持株会社）の業績

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として13億9千万円、配当金として115億円を収受いたしました。

この結果、営業収益128億9千万円、営業利益115億3千万円及び当期純利益114億5千万円となりました。

2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は117億3千万円であります。

その主なものは工事基地の機能強化を図るため、日本コムシス株式会社による工事車両用駐車場（東京都港区）の建設であります。さらに、コムシスグループの施工業務支援システムやワークフローシステムの機能追加のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 (第 14 期)	2017年度 (第 15 期)	2018年度 (第 16 期)	2019年度 (当連結会計年度) (第 17 期)
売上高 (百万円)	334,163	380,024	481,783	560,882
経常利益 (百万円)	25,341	30,706	36,071	40,064
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	14,485	20,390	28,018	25,994
1株当たり当期純利益 (円)	129.96	178.64	230.10	202.97
総資産 (百万円)	284,367	325,042	439,926	450,043
純資産 (百万円)	202,943	231,767	301,459	310,694
1株当たり純資産 (円)	1,848.33	2,008.42	2,318.35	2,424.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。また、小数点第2位未満を四捨五入で表示しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

5) 対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、情報通信分野は、デジタル技術、ビッグデータ活用に対応した大容量トラフィックのネットワークインフラ構築、5Gサービス拡大に向けた基地局設置及びネットワーク高度化などが進められております。また、公共・民間分野は、防災・減災、インフラ老朽化対策等の国土強靱化施策、再生可能エネルギー政策などの社会インフラ投資や、テレワーク、GIGAスクール構想などリモート・サービスへの需要高まりによるICT関連投資が期待されております。

新型コロナウイルス感染症の内外経済への影響により、先行きが不透明ではありますが、コムシスグループといたしましては、協力会社を含めた従業員の安全・健康に十分留意しつつ、事業活動を継続し社会の要請に 대응してまいります。

このような状況のもと、昨年度策定した中長期ビジョン「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」の達成に向け、構造改革を図ってまいります。

具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

【主要施策】

- ① バーチャルカンパニーの推進
- ② ITプラットフォーム統合による業務改革
- ③ エリア内重複機能の統廃合
- ④ バックオフィス機能の集約
- ⑤ ICT活用による生産性向上
- ⑥ M&Aによる成長基盤強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6) 主要な拠点等 (2020年3月31日現在)

当社		東京都品川区
日本コムシス株式会社	本 社	東京都品川区 大阪市住之江区〔西日本本社〕
	支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東中（戸田市）、 東京（港区）、東海（名古屋市）、北陸（金沢市）、 関西（大阪市）、中国（広島市）、 四国（徳島県板野郡）、九州（福岡市）
サンワコムシスエンジニアリング株式会社	本 社	東京都杉並区
	支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、 東海（名古屋市）、静岡（静岡市）、 関西（大阪市）、北陸（金沢市）、中国（広島市）、 四国（高松市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）、 ジャカルタ（インドネシア共和国）
株式会社TOSYS	本 社	長野市若穂綿内 長野市北長池〔長野本社事務所〕 新潟市西区〔新潟本社事務所〕
	支 店	佐久（佐久市）、中信（塩尻市）、南信（伊那市）
株式会社つうけん	本 社	札幌市中央区
	事業部 及び 事業所	神奈川事業部（横浜市） 札幌事業所（札幌市）、小樽事業所（小樽市）、 旭川事業所（旭川市）、稚内事業所（稚内市）、 帯広事業所（帯広市）、釧路事業所（釧路市）、 北見事業所（北見市）、函館事業所（北斗市）、 苫小牧事業所（苫小牧市）、室蘭事業所（室蘭市）
NDS株式会社	本 社	名古屋市中区
	本 部	東日本（港区）
	支 社	関西（大阪市）
	支 店	名古屋（名古屋市）、豊橋（豊橋市）、静岡（静岡市）、 浜松（浜松市）、岐阜（岐阜市）、三重（津市）、 北陸（金沢市）、長野（長野市）
株式会社SYSKEN	本 社	熊本市中央区
	支 社	東京（品川区）、福岡（福岡市）
	支 店	熊本（熊本県上益城郡）、大分（大分市）、宮崎（宮崎市）、 関西（大阪市）、広島（広島市）、北九州（北九州市）、 長崎（長崎市）、佐賀（佐賀市）、鹿児島（鹿児島市）
北陸電話工事株式会社	本 社	石川県金沢市
	支 店	富山（富山市）、福井（福井市）、東京（港区）
コムシス情報システム株式会社	本 社	東京都港区
	事業所	仙台（仙台市）、長野（長野市）

7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
当社	89名
日本コムシスグループ	6,254名
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,602名
T O S Y Sグループ	1,319名
つうけんグループ	2,126名
N D Sグループ	3,064名
S Y S K E Nグループ	1,002名
北陸電話工事グループ	715名
コムシス情報システムグループ	540名
コムシスシェアードサービス株式会社	133名
合 計	16,844名

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
89名	12名増	50.0歳	20.0年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社における勤続年数を通算しております。

8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
日本コムシス株式会社	10,000	100.0	電気通信設備工事事業
サンワコムシスエンジニアリング株式会社	3,624	100.0	電気通信設備工事事業
株式会社T O S Y S	450	100.0	電気通信設備工事事業
株式会社つうけん	1,432	100.0	電気通信設備工事事業
N D S 株式会社	5,676	100.0	電気通信設備工事事業
株式会社S Y S K E N	801	100.0	電気通信設備工事事業
北陸電話工事株式会社	450	100.0	電気通信設備工事事業
コムシス情報システム株式会社	450	100.0	ソフトウェア開発等
コムシスシェアードサービス株式会社	75	100.0	コーポレート業務受託等
コムシスマバイル株式会社	54	(100.0)	電気通信設備工事事業
ウィンテック株式会社	80	(100.0)	電気通信設備工事事業
株式会社日本エコシステム	100	(100.0)	太陽光発電設備工事事業
東京舗装工業株式会社	100	(100.0)	道路建設・舗装工事事業
株式会社カンドー	448	(100.0)	ガス設備・導管工事事業
東京ガスライフバルカンドー株式会社	100	(66.5)	ガス機器販売等
コムシス通産株式会社	60	(100.0)	資機材の仕入れ・販売等
株式会社つうけんアドバンスシステムズ	350	(100.0)	ソフトウェア開発等
株式会社つうけんアクト	50	(100.0)	資機材の仕入れ・販売等
N D S ソリューション株式会社	30	(100.0)	半導体製造装置の設置等

(注) 1. () 内の出資比率は、子会社の有する出資比率であります。

2. 重要な子会社は、売上高等の基準により選定しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本コムシス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	47,006百万円	157,841百万円
N D S 株式会社	愛知県名古屋市中区千代田二丁目15番18号	41,883百万円	

9) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

コムシスグループは、建設業法に基づき特定建設業者及び一般建設業者として、電気通信・土木・電気等各工事に関する請負を主たる事業としております。

事業種別	内 訳
NTT設備事業	NTT通信設備工事、NTTドコモ通信設備工事
NCC設備事業	NTTグループ以外通信設備工事
ITソリューション事業	ICT関連工事、各種ソフトウェア開発・受託、保守
社会システム関連事業等	電気設備工事、土木工事、ガス設備工事、環境・エコ関連工事、その他

10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社肥後銀行	2,420百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,855百万円
株式会社みずほ銀行	1,085百万円

(注) 2020年3月31日現在の借入先について、借入額の大きい上位3社の金融機関を記載しております。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 580,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 141,000,000株 (うち自己株式14,164,947株)
- 3) 当事業年度末の株主数 19,892名
- 4) 大株主

株 主 名	株 式 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	28,285,400	22.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	15,640,500	12.33
日本生命保険相互会社	3,247,179	2.56
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	2,982,300	2.35
コムシスホールディングス従業員持株会	2,085,778	1.64
野村信託銀行株式会社 (投信口)	2,066,900	1.62
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,978,512	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,958,900	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	1,737,000	1.36
住友不動産株式会社	1,661,900	1.31

- (注) 1. 当社は、2020年3月31日現在自己株式14,164,947株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。

5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項及び定款第6条の定めにより、自己株式を取得しております。

取 締 役 会 決 議	取 得 株 式 数	取 得 価 額
2019年 5月10日	1,737,400株	4,999,888,200円
2019年 11月 8日	950,200株	2,999,980,900円

3 会社役員に関する事項

1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
加賀谷 卓	代表取締役社長	日本コムシス株式会社 代表取締役社長
大村 佳久	取締役	株式会社つうけん 代表取締役社長
坂本 繁実	取締役 NCC事業推進、民需事業推進担当	サンワコムシスエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
青山 明彦	取締役	コムシス情報システム株式会社 代表取締役社長
玉村 知史	取締役	NDS株式会社 代表取締役社長 中京テレビ放送株式会社 社外監査役
福元 秀典	取締役	株式会社SYSKEN 代表取締役社長
熊谷 仁	取締役 人事部長 コンプライアンス、ITシステム、 コムシスシェアードサービス株式会社担当	日本コムシス株式会社 取締役専務執行役員 人材育成部長
佐藤 謙一	取締役 NTT事業推進、株式会社TOSYS、 北陸電話工事株式会社担当	日本コムシス株式会社 取締役専務執行役員 NTT事業本部長
尾崎 秀彦	取締役 財務部長兼事業拡大推進室長 経営企画、IR、内部統制監査、 総務担当	日本コムシス株式会社 取締役常務執行役員
上脇 晃一郎	取締役 (常勤監査等委員)	日本コムシス株式会社 監査役
成宮 憲一	取締役 (監査等委員)	
宮下 正彦	取締役 (監査等委員)	TMI 総合法律事務所 弁護士
小野原 一賀	取締役 (監査等委員)	
中戸川 健一	取締役 (監査等委員)	中戸川公認会計士事務所 所長 富士クラスタ株式会社 社外監査役
川名 浩一	取締役 (監査等委員)	日揮株式会社 副会長 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 東京エレクトロンデバイス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第16回定時株主総会において、新たに玉村知史及び福元秀典の両氏が新たに取締役(監査等委員を除く)に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2019年6月25日開催の第16回定時株主総会において、新たに中戸川健一及び川名浩一の両氏が新たに監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 監査等委員である取締役成宮憲一、宮下正彦、小野原一賀、中戸川健一及び川名浩一の5氏は、社外取締役であります。
4. 社内の重要会議への出席等による情報収集の充実を図り、かつ内部統制監査部との緊密な連携を通じて、監査等委員会の活動の実効性を高めるため、上脇晃一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 監査等委員である取締役成宮憲一、宮下正彦、小野原一賀、中戸川健一及び川名浩一の5氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査等委員である取締役中戸川健一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中に任期満了により退任いたしました役員は次のとおりであります。
- | | | |
|-----------------|---------|----------------|
| 取 締 役 | 伊 東 則 昭 | (2019年6月25日退任) |
| 取 締 役 | 小 川 亮 夫 | (2019年6月25日退任) |
| 取 締 役 | 須 田 憲 雄 | (2019年6月25日退任) |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 西 山 剛 | (2019年6月25日退任) |
| 取 締 役 (監査等委員) | 三 枝 隆 治 | (2019年6月25日退任) |

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役と、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低限度額であります。

3) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	員 数	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	12名	200百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8名 (6名)	52百万円 (37百万円)
合 計 （うち社外取締役）	20名 (6名)	252百万円 (37百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第14回定時株主総会決議により、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額について年額400百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額について80百万円以内と決議いただいております。
2. 上記取締役（監査等委員を除く）の支給員数には、2019年6月25日付で退任した取締役3名が含まれております。
3. 上記取締役（監査等委員）の支給員数には、2019年6月25日付で退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。
4. 上記取締役（監査等委員を除く）の支給額には、当事業年度に係る役員賞与の支給見込額が含まれております。
5. 上記取締役（監査等委員を除く）の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役12名に対し76百万円）が含まれております。

4) 社外役員に関する事項

他の法人等の社外役員の状況及び当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	他の法人等の社外役員の状況	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員) 成宮 憲一	該当事項はありません。	当事業年度開催の取締役会9回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、経営経験者として適切な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 宮下 正彦	該当事項はありません。	当事業年度開催の取締役会9回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、弁護士として法的観点から適切な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 小野原 一賀	該当事項はありません。	当事業年度開催の取締役会9回、監査等委員会11回の全てに出席し、案件に応じ、経営経験者として適切な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 中戸川 健一	富士クラスタ株式会社 社外監査役	取締役（監査等委員）就任後開催の取締役会6回、監査等委員会7回の全てに出席し、案件に応じ、公認会計士として適切な助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 川名 浩一	株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 東京エレクトロニクス株式会社 社外取締役	取締役（監査等委員）就任後開催の取締役会6回、監査等委員会7回の全てに出席し、案件に応じ、海外事業経験者として適切な助言・提言を行っております。

(注) 富士クラスタ株式会社、株式会社バンダイナムコホールディングス及び東京エレクトロニクス株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

4 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。なお、上表下段の金額には当該対価を含んでおります。

3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- (注) 本事業報告中に記載しております数字は、金額、株数、出資比率、持株比率については表示単位未満を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	257,080	流動負債	118,042
現金預金	35,992	支払手形・工事未払金等	80,289
受取手形・完成工事未収入金等	177,267	短期借入金	7,038
リース投資資産	5,320	未払法人税等	5,318
未成工事支出金等	26,070	未成工事受入金	5,097
販売用不動産	2,750	完成工事補償引当金	235
その他	9,814	工事損失引当金	728
貸倒引当金	△135	その他	19,335
固定資産	192,962	固定負債	21,307
有形固定資産	138,612	長期借入金	1,107
建物・構築物	42,683	繰延税金負債	656
機械・運搬具及び工具器具備品	26,869	再評価に係る繰延税金負債	1,315
土地	67,285	退職給付に係る負債	14,123
リース資産	1,599	役員退職慰労引当金	587
建設仮勘定	175	その他	3,516
無形固定資産	7,842	負債合計	139,349
のれん	3,902	(純 資 産 の 部)	
その他	3,940	株主資本	316,111
投資その他の資産	46,507	資本金	10,000
投資有価証券	26,084	資本剰余金	92,203
長期貸付金	881	利益剰余金	241,033
繰延税金資産	3,283	自己株式	△27,125
退職給付に係る資産	11,076	その他の包括利益累計額	△8,557
その他	5,533	その他有価証券評価差額金	1,264
貸倒引当金	△352	繰延ヘッジ損益	△12
		土地再評価差額金	△8,028
		退職給付に係る調整累計額	△1,780
		新株予約権	652
		非支配株主持分	2,487
		純資産合計	310,694
資産合計	450,043	負債純資産合計	450,043

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		560,882
売上原価		487,269
売上総利益		73,612
販売費及び一般管理費		34,658
営業利益		38,953
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	721	
固定資産賃貸料	330	
その他	450	1,545
営業外費用		
支払利息	52	
賃貸費用	174	
為替差損	45	
その他	162	434
経常利益		40,064
特別利益		
投資有価証券売却益	523	
固定資産売却益	27	
受取補償金	84	
その他	22	658
特別損失		
固定資産除却損	78	
減損損失	494	
投資有価証券評価損	350	
特別退職金	151	
その他	169	1,244
税金等調整前当期純利益		39,478
法人税、住民税及び事業税	13,269	
法人税等調整額	64	13,333
当期純利益		26,144
非支配株主に帰属する当期純利益		149
親会社株主に帰属する当期純利益		25,994

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	32,735	流動負債	26,230
現金預金	80	関係会社預り金	23,076
関係会社預け金	28,022	未払法人税等	2,689
未収入金	4,608	その他	464
その他	24	負債合計	26,230
		(純 資 産 の 部)	
固定資産	125,106	株主資本	130,960
有形固定資産	1	資本金	10,000
備品	1	資本剰余金	132,986
無形固定資産	8	資本準備金	10,000
ソフトウェア	8	その他資本剰余金	122,986
投資その他の資産	125,096	利益剰余金	15,176
投資有価証券	97	その他利益剰余金	15,176
関係会社株式	124,780	繰越利益剰余金	15,176
繰延税金資産	80	自己株式	△27,202
前払年金費用	1	評価・換算差額等	△1
その他	135	その他有価証券評価差額金	△1
		新株予約権	652
		純資産合計	131,611
資産合計	157,841	負債純資産合計	157,841

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受取配当金	11,500	
経営管理料	1,394	12,894
営業費用		
一般管理費		1,356
営業利益		11,537
営業外収益		
受取利息	33	
未払配当金除斥益	8	
その他	0	42
営業外費用		
支払利息	20	
自己株式取得費用	18	
その他	1	41
経常利益		11,537
特別利益		
新株予約権戻入益	3	3
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		11,541
法人税、住民税及び事業税	54	
法人税等調整額	27	82
当期純利益		11,459

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

コムシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 川崎 浩 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 伸夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島 敏也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コムシスホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

コムシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 東京事務所				
指定社員 業務執行社員	公認会計士	川崎 浩	Ⓔ	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原 伸夫	Ⓔ	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	新島 敏也	Ⓔ	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コムシスホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

コムシスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 上 脇 晃一郎 ㊟

監査等委員 成 宮 憲 一 ㊟

監査等委員 宮 下 正 彦 ㊟

監査等委員 小野原 一 賀 ㊟

監査等委員 中戸川 健 一 ㊟

監査等委員 川 名 浩 一 ㊟

(注) 監査等委員 成宮憲一、宮下正彦、小野原一賀、中戸川健一及び川名浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

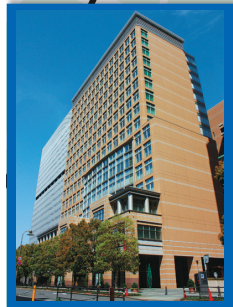
以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

株主総会会場ご案内図



会場：東京都品川区東五反田二丁目17番1号 オーバルコート大崎マークウエスト 日本コムシス株式会社 2階会議室

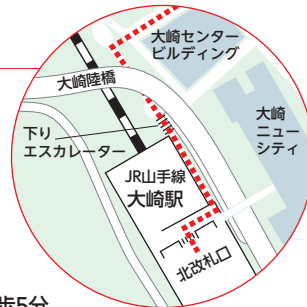


五反田駅

- JR山手線
中央改札口東口より
徒歩8分
- 都営浅草線
A3出口より徒歩8分
- 東急池上線
改札口より徒歩8分

大崎駅

- JR山手線
- JR湘南新宿ライン
- JR埼京線
- 相鉄・JR直通線
- 東京臨海高速鉄道
りんかい線
- 北改札口東口より徒歩5分



(注) 駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。